

特定非営利活動法人日本歯周病学会学会賞規程

(趣 旨)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本歯周病学会（以下「本学会」という。）定款細則第43条の規定により、特定非営利活動法人日本歯周病学会学会賞（英文名 JSP Distinguished Service Award, 以下「本賞」という。）に関する必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本賞は本学会における活動に功労のある者を表彰することを目的とする。

(選考対象)

第3条 歯周病に関する多年の優れた研究、教育あるいは臨床業績により、本学会の発展に寄与し、かつ役員として本学会の運営に著しく貢献した者に授与する。

(受賞者の資格)

第4条 本賞は次の各号に該当する者に授与する。

- (1) 国内で主として行われた一連の優れた研究、教育あるいは臨床業績を有する者
- (2) 本学会で継続して30年以上学会員として活躍している者

(選考方法)

第5条 本賞の選考は、学会賞選考委員会が行う。

- 2 本賞候補者は本学会理事の推薦によるものとする。
- 3 推薦理事は第6条で規定する書類を添えて本学会事務局に提出する。

(申請手続き)

第6条 申請書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 推薦者による推薦書（推薦理由書：A4版で統一のこと）
- (2) 被推薦者の履歴書（A4版で統一のこと）

(受賞数)

第7条 受賞対象は個人とし、各年度若干名とする。

(選考とその決定)

第8条 選考委員会は、理事長が委嘱した本学会理事7名の委員で構成する。

- 2 委員会には、委員長および副委員長をおく。委員長には学会あり方委員会の常任理事があたり、副委員長は委員長が指名する。副委員長は、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- 3 委員会は構成員の2/3以上の出席をもって成立する。
- 4 本賞の選考に際しては、公募方式でなく、本賞選考委員会による推薦方式とし、広い視野から候補者を検討する。
- 5 最終候補者の推薦は、委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

(表 彰)

第9条 学会賞受賞者には賞状と副賞を受け表彰する。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、常任理事会および理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 本賞の副賞はサンスター株式会社のスポンサーシップによる“SUNSTAR Award”とする。
- 2 この規程は平成13年4月25日から施行する。
- 3 この規程は平成15年10月16日に一部改正し施行する。
- 4 この規程は平成22年5月13日に一部改正し施行する。
- 5 この規程は平成24年5月17日に一部改正し施行する。
- 6 この規程は令和4年6月2日に一部改正し施行する。
- 7 この規程は令和4年9月1日に一部改正し施行する。